

高松市自治基本条例制定委員会設置要綱

(設置)

第1条 住民自治の基本理念および自治体運営の基本原則などを定める高松市自治基本条例(仮称)(以下「条例」という。)の制定に当たり、条例の素案を作成するため、高松市自治基本条例制定委員会(以下「制定委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 制定委員会は、条例の素案を作成し、これを市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 制定委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体の代表者
- (3) 商工団体の代表者
- (4) 高松市自治基本条例を考える市民委員会の委員であった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長および副委員長)

第4条 制定委員会に委員長および副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、制定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 制定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 制定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 制定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 制定委員会の庶務は、市民政策部企画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。ただし、制定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が制定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月25日から施行する。
- 2 この要綱による最初の制定委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、第2条の報告を行った日限り、その効力を失う。